

草加市告示第154号

公募型見積合わせ公告

公募型見積合わせを行うので、公告する。

令和6年(2024年)3月7日

草加市長 瀬戸 百合子

1 対象案件

- (1) 件名 稲荷小学校の教職員用機の購入
- (2) 履行場所 草加市稲荷五丁目11番1号
- (3) 履行期間 契約締結日から令和6年(2024年)3月29日まで
- (4) 仕様書等 草加市ホームページ→「事業者・仕事」→「入札・契約」→「見積合わせ(随意契約)情報」→「教育委員会が行う見積合わせ(随意契約)に参加する事業者を募集します」からダウンロードすること。

2 見積合わせに参加する者に必要な要件

現在有効な草加市入札参加資格者名簿(物品・役務)に登録されている者で、公告日の前日において、次の要件全てを満たしていること。

登録業種等	業種分類 (①又は②)	①「事務用品及び事務用機器類」 ②「学校用教材及び保育用品」
	実績高	要件無し
	参加形態	単体
事業所	権限を有する事業所の 種別と所在地	本店、支店、営業所等(草加市)
元請けとしての 契約実績等	発注者	要件無し
	契約内容	
	契約時期	
	契約件数	
	1件当たりの当初契約 金額(税込み)	
その他	—	地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者
	—	公告の日から見積締切日までの期間に草加市の指名停止等の処 置を受けていない者
	—	会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更正手続開 始の申立てがなされていない者又は民事再生法(平成11年法 律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされていな い者。ただし、裁判所からの更生又は再生手続開始決定がされ ており、かつ、公告日において本市の再審査を受け、競争入札 参加資格を有する者は対象とする。

3 日程と提出書類

仕様書に対する質問について	
提出期限	令和6年(2024年)3月13日(水) 午後1時00分
提出方法	持参又は電子ファイルを電子メールに添付し送信すること。 ※電子メールにより、提出する場合には、送信後、電話連絡により総務企画課に知らせること。
提出書類	様式は自由とする。(代表者印を押印したもの)
回答方法	草加市ホームページに回答を掲載する。
見積書の提出について	
提出期限	令和6年(2024年)3月15日(金) 午後5時00分
提出場所	ぶぎん草加ビル(草加市高砂2-1-7)4階 総務企画課
提出方法	持参又は郵送 ※郵送の場合は書留等、上記提出先への到着日時の記録が残る方法により送付すること。
提出書類	・見積書(自由様式:代表者印を押印したもの) ・上記「2」の「元請けとしての契約実績等」で必要としている実績等を証明する契約書の写し又は発注者が発行する証明書等(必要な場合のみ)
見積結果等の連絡について	
受注者のみに連絡する。 なお、見積結果は後日草加市ホームページで公表する。	

4 受注者の決定方法

最も安価な見積書提出者のみ「見積書を提出するために必要な条件」を審査し、全てを満たしている場合は、受注者と決定する。資格が認められない場合は失格とし、次順位の者の審査を行う。この審査は、受注者が決定するまで行う。

なお、証明書類等の提出がない場合の見積書は無効とする。

5 契約保証金 免除

6 前払金 無

7 仕様書内容・公募型見積合わせに関する問合せ

草加市教育委員会 教育総務部総務企画課 財務係

Tel : 048-922-2619 (直通) FAX : 048-928-1178

E-mail : somukikakuka@city.soka.saitama.jp (質問書の提出先)

物品購入仕様書

1 件 名 稲荷小学校の教職員用機の購入

2 場 所 草加市立稲荷小学校（草加市稲荷五丁目 1 1 番 1 号）

3 数量・規格

品名	品番等例示	台数
教員用機	生興 100CG-861N	1

4 期 限 令和 6 年（2024 年）3 月 2 9 日（金）

5 支 払 方 法 納入確認後一括払

6 そ の 他

- 納入については、事前に学校と打ち合わせをし、学校の指示に従い納入すること。また、児童・生徒の安全に十分留意すること。
- 納品場所までの搬入及び設置、既存物品の引取、また梱包材の廃棄等の一切の費用は本仕様を含むものとする。
- 同等品以上で積算する場合は、あらかじめ担当者へ別紙同等品規格確認票により了解を得ること。

なお、同等品以上とは、例示した品と同等以上の各性能を有するものを言う。

- 草加市環境マネジメントシステムに基づく取組に協力すること。
- 業務上知り得た事項を漏らしてはならない。
- 草加市政における公正な職務執行の確保に関する条例（平成 19 年条例第 16 号）第 6 条及び草加市が締結する契約から暴力団排除措置要綱（平成 8 年告示第 155 号）第 9 条の規定に基づき、次の事項を遵守すること。

ア 受注者及び受注者の下請業者が、不当要求行為を受けた場合又は不当要求行為による被害を受けた場合若しくは被害が発生するおそれがある場合、市長に報告するとともに、所轄の警察署に通報すること。

イ 受注者は、市及び所轄の警察署と協力し、不当要求行為の排除対策を講じること。

7 問い合わせ先 草加市教育委員会総務企画課 財務係 近藤

電話 048-922-2619